

月刊 労運研レポート No. 45

2018年3月10日号

〈巻頭言〉「8時間働けば生活できる社会」へ向けて……………	平賀雄次郎	2P
第6回労働運動研究討論集会に向けて第2回実行委員会を開催…	伊藤 彰信	4P
ネオナチを使った組合つぶしは許さない……………	土屋トカチ	6P
2/23 シンポ『働き方改革』の嘘……………	事務局	7P
3/1 シンポ「ギグエコノミーとライドシェアの正体」……………	事務局	9P
労契法20条郵政西日本裁判判決にあたっての声明……………	郵政ユニオン	11P
2/17 兵庫・非正規労働者組織化と処遇改善に向け決起集会……………	森 哲二	12P
〈本の紹介〉		
「ソウルの市民民主主義～日本の政治を変えるために」……………	白石 孝	14P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

<巻頭言>

「8時間働けば生活できる社会」へ向けて、 春闘の再構築を勝ち取ろう

～18春闘を闘う中小労働運動の現状と課題～

平賀 雄次郎（労運研共同代表）

■ 格差・貧困の拡大を許さない18春闘へ

開始された18春闘は、連合大手の要求提出を経て3月14日の集中回答への過程にある。電機など3千円前後の賃上げ回答が報道される中、中小企業労働者の春闘要求は3月中旬には出そろい、4月中旬から連休前にかけて闘いが本格化する。

政府・財界の官製春闘の成果が取り上げられる一方で、格差・貧困の拡大が中小未組織労働者の生活を直撃している。18春闘の職場アンケート・要求討論の中では、実質賃金の低下、不安定雇用の拡大など生活不安が大きなテーマとなっている。

安倍政権のグローバル大企業優先政策で400兆円といわれる内部留保が伝えられる中、中小・下請け企業は減収減益、過当競争の荒波にある。この数年の賃金改定は、労組が組織されていてもかろうじて定期昇給が確保される程度で、大半は低賃金が進行する状況にある。同時に少子高齢化を背景にした人手不足は深刻であり、長時間勤務や休みが取れないなど労働条件の悪化を招いている。中小労働者の賃金は、この数年の最低賃金の上昇と対比すれば、時給レベルでは最賃レベルに張り付く傾向が続いている。18春闘こそ労働組合の闘争力が問われている。

■ 労働時間規制・非正規の均等待遇が重要な課題

長時間労働も深刻化している。要員不補充による業務量の増加は、サービス産業を中心に第3次産業で厳しさを増している。休憩時間内でのサービス労働や交代勤務職場での勤務明けでの引き続きの連勤などが発生する例もあり、労働組合として職場の時間管理の監視点検を強めていく活動が必要だ。

要員不足に安価に対応するため、非正規労働者を導入する傾向は相変わらず強い。非正規の待遇改善を求める労働契約法を巡る裁判例は厳しいものがあるが、活用できる部分を積極的に要求化して均等待遇を求めるチャンスだ。一時金支給や福利厚生面で改善させた成功例も出てきている。この4月に施行される労働契約法18条の有期契約5年無期化ルールは、有期労働者に期限前雇止めの不安を生んだ。事前の労働組合の取り組みで安易な雇止めに成果もあり、有期労働者の労働組合への期待も高い。丁寧な情宣活動を背景に有期労働者の組合加入を実現した例も出てきている。非正規労働者の闘いとつながる春闘へ重要な課題である。

■ 「働き方改革関連一括法案」を阻止する

こうした職場・域の闘いを真っ向から否定する最大の攻撃が、政府・財界による「働き方改革」関連8法案一括提出として今国会の焦点となっている。安倍政権は、厚生労働省のデータ偽造の不始末で裁量労働拡大の法案は取り下げたものの、本丸の高度プロフェッショナル賃金制度を含む一括法案を強行提出しようとしている。現時点では法案化されていないが、裁量労働、高プロ制度だけでなく関連法案は、年間960時間の時間外・休日労働を容認する36協定条項など、命と健康を使い捨てにする大改悪法案である。「同一賃金・同一労働」の掛け声も実態は雇用身分の違いを前提に非正規の格差を固定化する内容で、労働契約法20条「有期労働者の不合理な労働条件の禁止」を現行パート労働法に解消し廃止するという後退が狙われている。

裁量労働拡大を外した一括法案は、4月上旬提出されるという。政府・財貨の狙いが公然となった今こそ、人間らしく働く労働法制の確立にむけた労働運動の広がりを作る時だ。

■ 「1日8時間で生活できる賃金を！」

「全国から怒りの声を国会へ！」 全国キャラバンを成功させよう！

この間、「働き方改革」一括法案の欺瞞性を訴える声は日増しに大きくなっている。法曹界では日弁連が2月28日に、労働弁護団が3月5日に、安倍「働き方改革」の問題点を訴える集会を開催した。国会前では、様々な労働組合・市民団体が抗議行動を続けている。

こうした動きに合わせ、北から南から全国の怒りの声をつなげて国会へ攻め上る全国行動を実現しようと、ナショナルセンターや潮流を超えた労働組合・単産単組が協力して「労働法制改悪を阻止するための全国運動実行委員会」が、3月7日立ち上げられた。

全国各地での「働き方改革」法案反対の労働組合の地域での取り組み、現場労働者の怒りの声を怒りの声をつなぎ、法案反対の街頭・職場情宣や各労働局・行政交渉を一つのつながりとして統一するキャラバン行動を計画している。

今後、国会への法案提出を見据えて、4月17日夜、連合会館（東京）で全国キャラバン結団/結成集会を開催し、行動を開始。5月連休を前後し、第1部として4月後半にそれぞれ北海道、沖縄・九州から、北コース・南コースを国会へとスタートする。連休明けには第2部として東北・北関東・山陽・関西・中部・東海の各地リレー行動で全国行動宣伝カーなどを駆使してつないで国会へ攻めあがる。

最終地点は、東京・国会へ。5月22日、労働弁護団の協力も得て、日比谷野外音楽堂での大集会を実現する計画である。

労働者保護政策を否定する安倍政権の労働法制改悪を許さず、18春闘の闘いを通じて労働運動の社会的規制力を再生していきたい。

第 6 回労働運動研究討論集会に向けて第 2 回実行委員会を開催

裁量労働制削除から「働き方改革」法案提出阻止、安倍内閣退陣へ

伊藤 彰信（労運研事務局長）

4 月 21 日、22 日に箱根で開催する第 6 回労働運動研究討論集会に向けた第 2 回実行委員会が 3 月 3 日、東京・蒲田で開かれました。

はじめに、第 1 回実行委員会以降の活動について報告がありました。

「働き方改革」をめぐる情勢について、中岡さんが「裁量労働制の拡大は今回の法案から削除されることになった。『高プロも外せ、労政審でやり直せ』が現在の要求になっている。野党は共闘している。中小企業は残業 60 時間以上の 5 割増賃金や時間外労働上限規制に反対する意見が根強く、自民党内にも法案反対がくすぶっている。いまこそ安倍政権を追い詰めよう」と述べました。また、労働法制改悪を阻止するための全国運動について「3 月 7 日に実行委員会が正式に発足する。『8 時間働けば生活できる社会を！』をスローガンに、潮流を超えた労働組合、労働 NGO、市民運動、政党が連帯して北は北海道から南は沖縄から全国をつなぐキャラバン行動を実施する。4 月 17 日に東京で結団式を行い、5 月 22 日に東京・日比谷野音で開かれる労働弁護団主催の集会に参加する」と報告がありました。

そのほか、3 月 16 日に労働弁護団主催の院内集会、雇用共同アクションが 3 月下旬から毎週金曜日に国会行動、総がかり運動が 4 月 20 日に「貧困と格差反対のシンポジウム」を開催など取り組み予定が報告されました。

最低賃金大幅引き上げキャンペーンからは、「今年もキャンペーンを行う。韓国の最低賃金が大幅に引き上げられ、今年 1 月から日本円で約 750 円になった。韓国では 20 年ほど前から労働組合、市民団体、政党が一緒になって『最賃連帯』をつくり、最賃を引き上げてきた。日本でもそのような組織をつくりたい。3 月 31 日に最低賃金大幅引き上げキャンペーン 2018 のキックオフ集会を行い、各地の最賃審議会の議論を見えるようにする取り組みを始める。コンビニ労働者の賃金と最賃の関係などの調査を行い、最賃が社会的に関係づけられている実態を明らかにしていきたい。全国キャラバンに積極的に参加し、最賃のチラシを全国で撒くようにしたい」と報告がありました。

福島連帯さよなら原発キャラバンからは、「今年は 3 月 17 日に檜葉町の天神岬スポーツ公園で福島集会を行うことになった。キャラバンは 3 月 14 日に新潟で結団式を行い、福島、小名浜、水戸、横浜を回る。県庁、経団連、電事連、東電などへの申し入れ、駅頭宣伝、地元交流をおこない、3 月 21 日に東京・代々木公園でさよなら原発全国集会に参加する。キャラバンは昨年より参加者が増え 20 名ほどなる」と報告がありました。

続いて産別・地方の報告に移りました。全日建からは、大阪広域生コン協同組合による集団交渉拒否、組合つぶし、奈良県のエム・ケイ運輸の分会長襲撃事件について。国労からは、

J R 東労組が格差ベアに反対し一律ベアを要求してストライキを構えたことに対して、会社側がスト中止要請をするとともに、労使共同宣言の失効を宣言して、組合切り崩し攻撃を展開、大量の脱退者がでたことについて。私鉄からは、来年の参議院選挙に組織内候補の森屋隆交通対策局長を擁立し、立憲民主党に公認申請したので、積極的に支援していることについて。そのほか、春闘の取り組みについて参加者から報告がありました。

第 6 回労働運動研究討論集会の運営について協議しました。

第一日目は 14 時に開会し、呼びかけ人挨拶の後、福山真劫（平和フォーラム共同代表）さんから「9 条改憲阻止に向けた総がかり行動の闘い」と題して特別報告を受けることにしました。15 時過ぎから、①「働き方改革」との闘い、②自治体非常勤労働者の闘い、の二つの分科会討論をおこないます。それぞれ二つの分散会をつくり、4 つのグループに分けて討論することにしました。

第二日目は 8 時 30 分から全体会議を開きます。討論課題の提起を受け、そのあと沖縄情勢について、労働法改悪阻止全国キャラバンについて報告を受けたあと、全体で討論をおこないます。全体討論の中で、民間や公務職場で抱えている「働き方改革」の問題と闘いを共有し、地域共闘で全国キャラバンを盛り上げていきたいと思っています。安倍首相は、憲法改正発議を年内に行うためにも、3 月 25 日の自民党大会で憲法改正案をまとめ、通常国会後半は憲法改正議論を行いたいと考えています。そして、来年の統一地方選挙、新天皇即位、参議院選挙というスケジュールの中で憲法改正国民投票を実施しようとしています。それを阻止するためにも、「働き方改革」法案を提出させない闘い、葬り去る闘いを職場から、地域からつくり上げ、働き方や社会保障、保育・教育に関する議論を巻き起こすことが重要です。「アベ政治を許さない」たたかいつくり、私たちの働き方と生活を取り戻す運動をどうつくるのか、議論したいと思います。地域における共闘の形成が、安倍を倒す闘い、今後の闘いに結び付くようにしたいと思います。討論集会はこのような議論のまとめをおこない、閉会のあいさつを受けて正午には解散する予定です。

以上の次第と討論のポイント、任務分担を確認しました。また、参加が財政上困難な人への交通費補助を行うことも確認しました。

討論課題をどのようにするのか、「働き方改革」の問題点、今後の研究課題などについても議論しました。裁量労働制の拡大は削除されることになりましたが、高プロはそれ以上に問題が多い制度です。時間外労働時間の上限規制を月 100 時間にすることも問題ですが、低賃金で働く人ほど残業時間の上限規制に反対してそれ以上働きたいと思っているのも現実です。「8 時間働けば暮らせる社会の実現を！」のスローガンの意味は非常に重いものです。時間外労働の削減だけでなく、最低賃金を引き上げ、生活時間をどう取り戻すのか、が課題になっています。「不合理な待遇の禁止」についても、いまだマスコミは「同一労働同一賃金」と言って、同じ仕事なら正社員と非正社員も同じ賃金になると説明しています。法案は「合理的な差別なら良い」とする、格差・差別を固定・拡大をする制度です。雇用対策法では「生産性向上」を謳い、事業者に人事評価制度をつくることを努力義務とし、労働者支配を強めようとしています。さらに「柔軟な働き方」と称して労働者保護が適用されない個人請負を

広めようとしています。

現場では、すでに「働き方改革」が進行しています。公務職場には「会計年度任用職員」を導入することになりましたし、民間職場では昨年「働き方改革」と称して、仕事量は減らさないで「残業はするな、もっと効率的に働け」と言われています。これらの状況をどう打ち破っていくのか、「働き方改革」法案を廃案にする闘いと同時に現場の闘いが重要な時期を迎えています。

「働き方改革」攻撃の中で労運研の研究課題も、労働者とは何か、賃金はどうか、人間らしい生活とは、技術革新と雇用の関係など、いちどきに課題が膨らみ、哲学、経済学、法律論、運動論、組織論をこなさなければならなくなってきました。それを労運研の運動の基調と照らし合わせながら研究していかなければなりません。山の高さ、大きさは分かったのですが、どっから登っていけばよいか見当もつかない状況です。そのような悩みもぶつけあえる討論集会にしたいと思っています。

ネオナチを使った組合つぶしは許さない！

～全日建連帯労組が緊急集会～

<レイバーネット日本から転載>

2月9日、東京・連合会館で「闘争妨害の週刊文春報道、排外主義団体による組合事務所乱入・暴行事件～卑劣な組合攻撃を許さない緊急報告集会」が開催された。参加者は200名を超えた。当初予定していた90名の会議室があふれ、急遽大会議室へ移動となる盛況ぶり。関心の高さがうかがえた。（主催＝全日本建設運輸連帯労働組合）



昨年末発売された「週刊文春」の記事によって、事実を歪曲・矮小化した報道をされたエム・ケイ運輸事件（本社・奈良県大和郡山市）。2013年、長時間労働や違法な運行管理の是正を求めて組合が結成され、現在も争議中だ。組合員の尾山さん（写真下中央）は「分会長襲撃事件の翌日から開始したストライキは今日で436日目。分会は10名で、一人も欠けずに闘争中。必ず勝利する」と力強く語った。事件の背景を語る約9分の映像も初披露された。

2018年1月から、大阪広域生コンクリート協同組合の一部執行部は、ネオナチの瀬戸弘幸氏らが率いる排外主義団体と結託。関西地区生コン支部事務所への乱入、恫喝、暴行事件とネットによる誹謗中傷を連日行っている。組合側が撮影した約4分の映像には、制止を呼びかける警察官を突き飛ばし、組合の街宣車の窓ガラスを叩きつけ、暴言を吐く大山正芳副理事長の姿などが映し出された。

登壇したジャーナリストの安田浩一さんは「大阪広域生コン協同組合は、ロバート・オウエンの掲げた協同組合の精神に反している。ヘイトデモを扇動してきたネオナチの瀬戸弘幸氏らを使って労働組合潰しを行うのは、企業コンプライアンスに反している。背景資本についても探る必要がある。これは連帯ユニオンだけへの攻撃ではなく、マイノリティに向けられた攻撃だ」と語った。〔土屋トカチ〕

三研究会共催 シンポジウム『働き方改革』の嘘

「同一労働同一賃金」も 「長時間労働の是正」も みんな“嘘”

シンポジウム『働き方改革』の嘘が2月23日、法政大学で開かれた。このシンポジウムは、「労務供給の多様化研究会」「かえせ☆生活時間プロジェクト」「法政大学クラウドソーシング研究会」の共催によるもので、約50名が参加した。

司会の浜村彰法政大学教授が『働き方改革』は一億総活躍社会の柱として出されたものであり、実行計画には『生産性向上を目指す』と書かれている。労働政策というより産業政策ではないか」と開会あいさつをした。

棗一郎労働弁護団幹事長が『裁量労働制は一般の労働者より残業時間が短い』という安倍首相の答弁は撤回に追い込まれ、法案は国会に提出されていない。裁量労働制の拡大、高度プロフェッショナル制度にしても、労働時間管理をしないわけだから、労働時間の規制緩和なのに、そういう説明はしていない。自民党は法案の3月審議入りをめざしていた。それは働き方改革法案を早く仕上げ、憲法改正発議を年内には行えるよう憲法調査会の議論を急いでいるからである。安倍首相の答弁撤回を受けて野党は結束しており『法案を出し直せ』、『裁量労働制と高プロは外せ』と頑張っている。労働弁護団は、3月16日に院内集会、5月22日に日比谷野音で集会、請願デモを予定している」と国会情勢を報告した。

『同一労働同一賃金原則』の導入議論の問題点」と題して中野麻美弁護士が発言した。「働き手を経済や国家の対象・道具にしたり序列化するのが労働法なのか」と改革法案に疑問を投げかけた。「同一労働同一賃金ガイドラインは職務・能力・勤続に応じて基本給を支払うとしているが、職務・職責といった日本型雇用システムの枠組みから除外されたのが非正規労

働者なのだから、労働が異なるので賃金が違うのは当然ということになってしまう。使用者は不合理な待遇でないことを説明する義務があるが、労働者に立証責任が負わされる構造である。『自由に働く』ことが、賃金低下と長時間化を招き、正社員と非正規労働者、限定正社員の格差はますます拡大する」と指摘した。

「平等取扱い原則と法案要綱の問題点」と題して沼田雅之（法政大学教授）が発言した。「処遇格差の是正問題は、同一労働同一賃金＝公序論では解決できず、契約自由の観点から『平等取扱い原則』で捉えるべきだ。現行労契法 3 条 2 項に『均衡』規定があるが、『不合理』について定義していない。20 条で『期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止』が規定されている。したがって、3 条 2 項を通じて『平等取扱い原則』にもとづく規定と解しうる。あらたなパート・有期労働法は現行の考え方を維持したものだから、均衡のとれた待遇の確保を事業主の努力義務と位置付けているものであり、『同一労働同一賃金』と言えるものではない。また比較される『通常の労働者』が正社員に限定される。メトロコマース事件では、無期契約社員や無期転換社員など比較できる無期雇用者はいたが、正社員との比較になってしまった。賃金格差を容認し通勤手当や住宅手当などの手当の不支給を認めてしまうことになる。労契法に明確な『平等取扱い原則』規定を新設し、20 条は維持することが望ましい」と述べた。

「労働基準法改正案の問題点と生活時間確保に関する法案骨子」と題して浅倉むつ子（早稲田大学教授）が発言した。「労働時間を規制する根拠は、働く人の健康と生命の保持、ワーク・ライフ・バランス（WLB）、仕事の分かち合い（ワークシェアリング）である。労働基準法が 1987 年に改正され、1 日 8 時間、1 週 40 時間になったが、変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制などの弾力的労働時間制度が導入された。すでに弾力的労働時間制度で働く人は労働者の 6 割に達している。『働き方改革』議論では、当初、女性の活躍のために WLB が強調されたが、電通過労死事件以降、議論が過労死防止対策に終始している。法案は時間外労働の上限を設ける一方で、高度プロフェッショナル制度、企画業務型裁量労働制の拡大など規制緩和策と抱き合わせである。WLB にも、労働時間短縮にも、過労死防止にも効果がないものである。生活時間とは、仕事に従事・拘束されている時間を除いた時間である。自己啓発や余暇、育児、介護などのケアのための時間、地域活動や社会活動の時間である。これらは、私的な時間であると同時に、公共的なものであり、社会を持続可能なものにするために不可欠な活動の時間である。労働時間に関する労使協定が意味を持っていないのは、生活時間を奪っている意識が労働者になからである。長時間労働問題は、家族や地域住民を巻き込んだ国民生活の重要問題である。時間外労働は金銭で支払うのではなく『時間』で清算されるべきである。地域ごとに『生活時間モニタリング委員会』をつくり、地域の事業所の労働時間実態を外部から把握するようにすべきである」と述べた。

その後、3 人の発言者に毛塚勝利（法政大学教授）が加わりパネルディスカッションが行われた。毛塚氏は「『同一労働同一賃金』を賃金論で論じることは別にして法律論で論じる場合は『平等取扱い原則』の問題であり、雇用区分に限られた問題ではないので、労働契約法で縛る必要がある。労働時間について言えば『あるべき労働時間』の議論がない。経営者は労働時間を賃金としてみている。地域生活は、PTA にしろ、消防団にしろ、社会を維持・

持続させるために必要なものである。インターバルを休息时间とみるのではなく、生活時間から労働時間を見るようにして『生活主権』を取り戻すことが必要である」と述べた。

そのほか、「民主主義社会は労使対等を保障する社会である。労働組合の活動時間が保障されるべきである。格差・貧困が民主主義を破壊している」、「正社員が無制限に働く『生きるために死ぬほど働く』社会文化を変えなければならない」、「『配置の変更の範囲』という転勤ができるかできないかは、賃金差の基準にはならない」、「『不合理なものであってはならない』ということが『合理的なものでなければならない』と同義ではない、とする学者の意見が裁判で採用されるのはおかしい」、「『同一労働同一賃金』が、正社員の下にランクが低い労働者の存在を肯定する論理に使われている」「長時間労働は他人の雇用を奪うものである」などの発言があった。

「働き方改革」が、「同一労働同一賃金」を実現するものでもなく、「長時間労働を是正」するものでもなく、かえって長時間労働を助長し、賃金格差を拡大するものであることが明らかになり、「嘘」が暴露されたシンポジウムであった。（伊藤彰信）

市民会議と労働弁護団がシンポジウムを開催

ギグエコノミーとライドシェアの正体～労働破壊の現実～

「ギグエコノミーとライドシェアの正体～労働破壊の現実～」と題するシンポジウムが 3 月 1 日、衆議院議員会館で開かれた。日本労働弁護団と交通の安全と労働を考える市民会議が共催したもので 60 名ほどが参加した。

嶋崎量弁護士が「先月 5 日、ニューヨーク市役所の前で一人のタクシー運転手が自ら命を絶った。ウーバーなどのライドシェアの広がりによって生活が破壊されたことへの抗議自殺であった。ニューヨークのタクシー台数は 10 年前までは多くとも 13,000 台だったが、いまやライドシェアの広がりによって 13 万台に増加した。プロのタクシー運転手の収入は大幅に低下して生活できない状況になってしまった。これは日本でも起こりうる問題だ」と開会のあいさつを行った。

首都大学東京の戸崎肇特任教授が「交通政策の観点から見たシェアリングエコノミーの問題点」と題して講演した。「労働力不足、地方創生、東京オリンピックなどを理由に規制緩和が推進され、シェアリングエコノミーやライドシェアは目立つ。既にネットを通じて横行していた「民泊」については、2017 年 6 月に住宅宿泊事業法（民泊新法）が成立し、今年 6 月 15 日より施行されるが、我々が心配していたように殺人に利用された。今後は、物流への浸透が考えられる。ライドシェアの問題点としては、安全性が担保されていない。ドライバーの身元保証・健康管理、車両の整備責任、相対取引による料金の不透明化、ダンピングの発生が懸念される。また公共性の観点から見ても公共交通としての公的必要性に応じた安定供給ができるのか心配である。地方での社会実験を突破口にライドシェア(ライドブッキング)

が参入し、都市部に逃げ去ってしまう可能性が大きい。しかも、儲かるどころでしか商売しないだろうから、公共交通が破壊される。ライドシェアに頼らなくても公共交通が機能するよう交通政策基本法を活用して、交通会議、交通計画策定を機能させて、医療政策、福祉政策と連動して地方における交通行政の在り方を検証する必要がある」と述べた。

石川聡一郎サービス連合政策局長が、サービス連合としての「民泊」への対応について説明した。「民泊」については、防災や治安、衛生面など利用者の安全・安心を確保するため旅館業法を適用し、文化交流、地域活性化、観光立国に資する考え方にもとづいて進める。「民泊サービスの仲介業者」については、利用者の安全性を確保する観点から、ただ単に空き部屋を紹介するだけでなく、仲介業者としての責任を求めていくためにも、旅行業法を適用する。そして、住宅宿泊事業法の国会付帯決議の履行を求めているとのことであった。

浦田誠 I T F（国際運輸労連）内陸運輸部長が、「海外で起きているライドシェアの現実について」と題して、世界の動向に関して報告した。「ライドシェアを水際で食い止めているのは日本だけだ。ウーバーは世界で雇用破壊を続けてきたが、反対運動や裁判での敗訴によって躍進の陰りがみえる。ウーバーと同様のライドシェア会社が数多く設立され、今やライドシェアは世界市場で戦国時代に入ったと言える。ウーバーはCEO（最高経営責任者）が交代してコスロシャヒ氏が就任した。物腰は柔らかいが経営方針に大きな転換は見られない。コスロシャヒ氏は先月来日、安倍首相とも会談し『日本のタクシー業界と協力していきたい。当面はタクシー会社へのシステム提供に専念したい』と述べたと報道されている。タクシー会社大手の第一交通産業は、中国のスマホ配車大手の滴滴出行と業務提携を発表したが、ウーバーともスマートフォンを使った配車サービスで提携する方向で検討している。ソフトバンクが、両社を含めて同種の会社に出資している。日本交通の川鍋会長は海外企業との提携拡大に警戒を強めている。デンマークでは、労働組合が人気コメディアンを使って『ウーバーは税金を納めていない。福祉社会を破壊する』と訴えて、ウーバーを撃退した。高学歴、高収入の若者や酒飲みが便利だと言って配車サービスや代行運転を利用しているうちに、ドライバーの雇用だけでなく、公共交通が破壊されてしまう」と述べた。

次に対談「ギグエコノミーの労働実態について」が行われた。登場したのは、ウーバーイーツの配達員だった鈴木堅登さんと川上資人弁護士。川上弁護士がウーバーイーツについて説明した。ウーバーイーツは、ウーバー社が手掛けるフードデリバリーサービスで、2014年カリフォルニア州で始められ、日本では2016年9月からサービスを開始した。現在、東京・横浜が配達対象区域で配達員は5000人を超えているとされている。客がスマートフォンのアプリでレストランに食事を注文するとウーバーイーツがレストランの近くにいる配達員を呼び出し、レストランに食事をとりに行かせ、客のところまで届ける。経済産業省が言う「雇用関係によらない働き方」に該当する。

対談は川上弁護士が鈴木さんにインタビューする形ですすめられた。鈴木さんは2016年9月に配達員の登録をした。スマホにウーバーイーツのアプリをダウンロードして、氏名、住所、銀行口座を入力する。サポートセンターに行って配達用ボックスを受け取る。バイクなどの機材は自分持ちである。配達員の報酬は、呼び出しを受けた場所からレストランまで料理を受取りに行く受取料と、レストランから客先まで配達する配達料で構成される。受取料は現在一律300円、配達料は基本料金が170円、1キロごとに150円が加算される。報酬

は毎週配達員の銀行口座に振り込まれる。配達員は、配達対象エリアに待機してアプリをオンにして連絡を待つ。待機時間の報酬はない。鈴木さんはインセンティブ（ブースト）を含んで時給換算 1300 円ほどの報酬を得ていた。インセンティブを除くと時給換算 840 円ほどである。報酬からガソリン代など経費を引くことになる。インセンティブはウーバーイーツが上乘せして支給しているもので、現在は赤字覚悟で支給されているが、サービスが定着したら廃止されることが。ウーバーイーツの収入は、受取料と配達料の合計の 35% の手数料である。また、レストランから 30% のシステム料を取る。

鈴木さんは、配達を終えて帰宅途中に乗用車に追突されて首を捻挫し、バイクが壊れた。ウーバーに何らかの補償がないのか問い合わせしたが「あなたは個人事業主なので、自分で何とかしてください」と言われた。加害者の自賠責保険で医療費も休業補償もカバーできた。鈴木さんの同僚では、医療費を全額本人が支払ったケースもある。

川上弁護士は、2016 年のフランス労働法典改正法を紹介し「働き手は独立の役務提供者として労働者ではなく自営業者として扱われることになったが、団結権、団体交渉権、団体行動権が認められ、プラットフォームに労災保険料の負担、職業訓練費の負担、団交応需義務が定められた」こと、またイギリスの雇用裁判所が「ウーバードライバーの労働者性（第 3 カテゴリーの worker として）を認め、最低賃金と有給休暇の支給を命令した」ことを報告した。

討論では、「事業法によって事業者が車両整備の義務を果たし利用者の安全を確保している」、「日本の旅客運転手は 2 種免許を持ち、高度な運転技術を要求されている」、「公共交通を守るために下から交通計画をつくる以外にない」などの発言があった。

最後に山口弁護士が「都市部と地方の交通政策の違い、インターネットアプリをどう見るか、AI による自動運転にどう対応するか、など課題は大きいですが、交通の安全と労働を考えていこう」と閉会のあいさつをした。（伊藤彰信）

労働契約法 20 条郵政西日本裁判 2018 年 2 月 21 日判決に当たっての声明

2018 年 2 月 21 日

郵政産業労働者ユニオン

労働契約法 20 条郵政西日本裁判原告団

本日、大阪地方裁判所第 5 民事部（内藤裕之裁判長）は、期間雇用社員である原告 8 名が不合理な労働条件の是正を求めて日本郵便株式会社を提訴した事件につき、正社員との年末年始勤務手当、住居手当、扶養手当の労働条件の相違を不合理だとして、原告 8 名の請求を認め、会社に対して合計金 3,045,400 円の損害賠償を命じた。さらに、東京地裁判決では割合減額となっていたが、本判決は 100% 支給となっている。ただ、東京地裁が不合理と認めた病気休暇、夏期冬期休暇の休暇については具体的判断を避けた。

昨年の9月14日東京地裁判決を上回る勝利判決といえ、今回の判決は郵政のみならず、日本の非正規雇用労働者の未来に希望を灯す画期的な判決となった。



郵政産業労働者ユニオンに所属する原告8名は、2012年8月に立法された労働契約法20条（不合理な労働条件の禁止）に基づき、2014年6月30日、日本郵便株式会社を被告として訴訟に踏み切った。まる3年間にわたり東京地裁でのたたかいと並行しながら職務内容と責任の同一性、配置変更の実体的同一性に反して、各種手当や休暇などの労働条件の格差は容認しがたい不合理なものであることを主張し立証してきた。とくに、昨年6月の証人尋問においては、原告にくわえてともに仕事をする正社員の組合員が法廷で証言にたち同じ職場で

同じ仕事をしていて、大きな格差があることはおかしいと証言した。今回の判決は、こういった原告を先頭に弁護士と郵政産業労働者ユニオンが一致団結し、一体となってすすめてきた大きな運動とたたかいの成果であると確信する。

今日まで労契法20条を活用した裁判で判決が出されているが、一部の判決を除き立法趣旨や施行通達を全く無視をする不当判決が繰り返されてきた。昨年東京地裁の9.14判決は、そういった流れを断ち切り、“格差の壁”をうちやぶるものであった。現在、東京高裁で控訴審がたたかわれており、われわれも引き続いて今回違法判断が認められなかった他の手当等の獲得に向けさらにたたかいを継続していく。

また、同時に現在18春闘が闘われている最中でもあり、日本郵便株式会社は、本日の判決を真摯に受け止め非正規社員と正社員との労働条件の格差を是正するために、直ちに団体交渉の席につき交渉を行うことを強く求めるものである。

自治労兵庫県本部が

非正規労働者組織化と処遇改善にむけ決起集会を開催

森 哲二（自治労兵庫県本部組織部長）

非正規労働が社会問題化し、自治体においても官製ワーキングプアの問題が惹起されたなか、自治体で働く臨時・非常勤等職員の法的地位は未確立なまま放置され、逆に本来の対策を行わず脱法任用をごまかすかのような、委託や雇用止めの攻撃が行われてきました。

私たちは、抜本的な解決にむけて法改正を求めて取り組みを進めてきた。こうした中、2017年5月、地公法・地方自治法の改正が行われ、新たな任用制度として会計年度任用職員が設けられた。その内容は、賃金水準や労働条件の改善につながる観点からは評価できる内容もあるが、任用についてはこれまで通り最長1年とされていることなどから、雇用の安定の観点から不満と言わざるを得ない。また、制度移行時の労働条件切り下げへの不安をいだかせる内容となっており慎重な取り組みが必要となっている。

自治労兵庫県本部は、2020年4月の新制度の実施にむけ、全自治体での臨時・非常勤等職員の組織化・組織拡大、そして雇用安定と処遇改善を勝ちとるため組織の総力をあげて取り組みを進めることとし、意思統一の場として2月17日、「なくせ官製ワーキングプア！臨時・非常勤等職員の雇用安定と処遇改善を求める決起集会」を神戸市内で開催した。集会には県内24単組と兵庫県パートユニオンネットワークなど共闘団体から208人が参加した。

主催者を代表して自治労兵庫県本部大野義政委員長は、「法改正で、法の谷間にあった実態は解消されるが、1年雇用、勤務時間による格差といった問題は残る。均等待遇をめざすためにもまずは組織化が必要である。一緒に働き、処遇を改善していく必要がある仲間として声を掛けていかなければならない。今日の集会を組織拡大、処遇改善に向けた意思統一の場として全力をあげていこう」と述べた。

県本部臨職評の酒井美幸議長（伊丹市職労）は、会計年度職員制度の実施にあたって①非正規の私たちが声をあげる②処遇改善には組織化・拡大が不可欠③仕事に誇りを持ち、生活できる賃金の実現の3点を強調し、「都合よく働かされている実態が許せない。私たちの賃金はこんなに安くていいのか。机を並べて一緒に働く正規の人にも考えて欲しい。いま全力で取り組まないでどうするのか。団結してみんなで進んでいこう」と当事者が先頭に立ってたたかっていく決意が述べられた。

基調提起を行った尾西亮太郎県本部書記長は、新制度移行にむけた組織化と雇用安定と処遇改善に向けて県本部の総力をあげてたたかいて進めていくとし、「今日の集会には多くの仲間に参加を頂いているがまだまだ組織をあげた取り組みとはなっていない。正規・非正規の枠を超えて同じ自治体労働者として取り組みを進めて行かなければならない。まだまだ正規労働者の意識が変わっていない。この集会を契機に組織全体の取り組みとして進めていこう。」と檄を飛ばした。

特別報告として自治労組織内相原久美子参議院議員から「法改正の意義と自治体労働組合の課題」と題して提起がされた。相原さんは、「30年前立ち上がり運動を進めてきたが、非正規労働者が4割となってしまった。絶対にこんな社会はおかしい。私は、自治体非正規労働者の課題を解決したいと議員となった。今回の法改正では、雇用の安定という重要な課題が解決できなかった。悔しいがなんとか足がかりをつくりたいと付帯決議で言質をとってきた。ここを活かして、運動の中で知恵を出して取り組んで欲しい。これまでの運動で積み上げてきたものを落とすこと無く取り組みを広げて欲しい。兵庫の先進的な運動は今の状況をつくってきた。自信を持って引き続き全戸の先頭に立ってたたかって欲しい」と激励した。

たたかひの報告として、2015確定闘争で臨時職員の休暇制度改善を求め、一時金受け取りを拒否してたたかひ「芦屋非正規3単組のたたかひ」を構成詩で披露した。実態にこだわり、粘り強くたたかうことの大切さを訴えた。

最後に3人の当事者から決意表明を受けた。加西ユニオンの仲間からは、「私たちの組合結成のきっかけは派遣会社への転籍問題だった。組織化、集会、学習会、交渉などを多くの仲間を支えられながら進め当局提案を撤回させた。それに通ずる取り組みをみんなで進め、雇用安定と処遇改善につなげていきたい」と自らが立ち上がっていく決意を述べた。

集会後にはJR元町駅で県本部臨職評を中心に約70人で街頭宣伝を行い、「官製ワーキングプアの解消」「公共サービスの充実」を訴えた。

現在、自治労兵庫県本部は、会計年度任用職員制度対策会議を設置し取り組みを進めている。まずは組織化・組織拡大を進め、法改正に対峙する組織を作り上げていくことを課題とし、学習会、オルグを実施するとともに、未組織単組には担当者を配置するなど県本部が単組とともに具体的な運動づくりを進めていくこととしている。

<本の紹介>

『ソウルの市民民主主義～日本の政治を変えるために』

白石 孝（NPO法人官製ワーキングプア研究会理事長）

私が責任編集で、朴元淳（パク・ウォンスン）ソウル市長、中京大大内裕和教授、和光大竹信三恵子教授、地方自治総合研究所上林陽治研究員にも書いていただいた『ソウルの市民民主主義～日本の政治を変えるために』を、3月25日に「コモンズ」から出版します。

韓国や朝鮮の専門家でも研究者でもない、一介の社会活動家の私が、何故ソウル市政や韓国文在寅（ムン・ジェイン）政権を紹介する本を書いたのかを説明することで、今の日本における社会運動、労働運動への提案にしたいと考えています。

2011年10月に発足した朴元淳ソウル市政は、市民主体の「市民民主主義」を基調とし、政策的には社会民主主義、福祉国家路線を明確にしていることを政策事例を通して紹介したかったことが一つ目です。

二点目は、日本のマスメディアが総がかりで、韓国新政権が親北的で軟弱、なおかつ慰安婦合意を一方的に破棄するルール破りの外交を進めているというネガティブキャンペーンを張っていることに対し、1987年民主化以降初めて本格的な福祉国家に歩を進め、外交面でも主体性を持っていることの一端を伝えることです。

三点目は、韓国の市民社会運動や反貧困運動が、2016年10月からのキャンドル市民革命を創り出したことや連帯＝ネットワーク運動を通して、政治的影響力まで行使しえる存在になっていることに学び、日本の「たこつば」的閉鎖的運動の改革を提案することです。

では、本書の構成を下記します。

- 第 1 章 ソウル市の市民民主主義革命(白石孝)
- 第 2 章 1 キャンドル市民革命が変えたこと、これから変えるべきこと(朴元淳)
2 解説：日常のキャンドル市民革命の重要性(白石孝)
- 第 3 章 まちを市民のものにする～人間中心の交通と出かける福祉(白石孝)
- 第 4 章 1 市民の人権を守るソウル市の労働政策(上林陽治)
2 対談：ソウル市の労働政策から何を学ぶのか(上林陽治・白石孝)
3 インタビュー：「違うものをつながる」強さが後押ししたソウル市の女性政策
(竹信三恵子・白石孝)
- 第 5 章 貧困解消へのチャレンジ～住宅福祉と住民参画の地域づくり(白石孝)
- 第 6 章 インタビュー：私の政治哲学～革新と協同統治(朴元淳・白石孝)
- 第 7 章 韓国の社会運動に学ぶ(白石孝)
- 第 8 章 対談：リベラルにソーシャルの視点を～貧困と格差を是正するために
(大内裕和・白石孝)

内容を少し紹介します。

第 1 章は、2011 年ソウル市長補欠選挙が、小中学校給食の完全無償化を争点でしたが、これは教育、住宅、医療、保育、介護など生活に必須な公共サービスを普遍主義とするか選別主義とするかの選択だったことを分析、紹介しました。また、公選法で予備選挙が規定され、その過程で政策論争が市民レベルにまで広がり、政治意識が高まること、日本での石原、橋下や小池みたいな人気取り選挙や 2 回の都知事選挙での候補者選びのドロドロとは真逆なことが制度的に担保されていることがよく分かります。

財政についても、福祉や教育予算を増やし、9 千人余の非正規労働者を正規職転換しても借金を減らしていることも紹介しています。

第 2 章は、朴元淳の政治哲学の紹介と民主化以降の韓国民主派進歩派の流れを解説しました。キャンドル大集会で、ソウル市が警察に放水用の水源を使わせなかったのは何故か、暴力のない無血の 100 万人集会が何故実現したのかも紹介しました。

第 3 章から 5 章では、ソウル市の具体的な政策について、立案～実施のプロセスを詳しく説明しました。労働政策だけでなく、交通政策、福祉と地域共同体でのコミュニティづくり（マウル）政策、公共住宅に福祉の視点を組み込んだ住宅福祉政策、反貧困運動が点ではなく、地域全体での面的な取り組みとして進められている政策を取り上げました。

第 6 章では、市長インタビューをコアに、朴元淳という稀有な社会活動家の実像を紹介しました。

第 7 章は、「参与連帯」「希望製作所」「福祉国家ソサエティ」「マニフェスト実践本部」を取り上げ、民主化＝386 世代が集重曹的に韓国の政治・社会運動を創りあげている、その具体例を紹介しました。最大の市民社会運動団体である参与連帯は、1994 年に 200 人余りで発足して今は 1 万 5 千人の有料会員を擁するまでになり、30 代前後の有給スタッフが 58 人もいます。なぜ、こういう社会運動団体が出来、活動しているのか、学ぶべき点ばかりです。

最終の第 8 章は、奨学金運動を発案、領導してきた大内裕和中京大教授との対談を通して、

欧米での「反緊縮」運動、新自由主義に抗する運動がいかに求められ、有効なのかを語りました。これは日本の戦後革新運動を振り返る素材としても意味があります。1980年代の総評・社会党解体から連合・民主党発足以降の政治的運動的混乱を捉え返し、昨秋の立憲民主党結成をふまえ、今後とりわけ市民、労働者がどういう運動や組織を作っていくのかを提案しました。

ということで、この本は、社会運動、労働運動さらには自治体議員や自治体職員に多くのヒントを示していますので、是非多くの方に読んでいただきたいと思っています。ただ、革新圏でも、欧米志向が強く、アジアや韓国への関心や注目は決して高くありません。根底にアジアでの「上から目線」を感じることもあります。ぜひ、謙虚に学ぶ姿勢を持っていただきたいし、本書ではそういう視点で多面的に「成功事例」を取り上げました。

なお、3月から5月にかけて、各地で出版記念を兼ねた講演会やシンポジウムを予定しています。ご自分の地域や職場、グループなどでも行いたいという方は、お気軽にご相談ください。

*コモンズ発行、A5判 208頁、1,500円＋税

◇◇出版記念トーク／シンポジウムのご案内◇◇

3月27日（火）19：00 高円寺「グレイン」 3,300円（本、1ドリンク）

共著者の大内裕和・竹信三恵子・上林陽治さんとの「爆裂トーク」

*要予約

4月6日（金）18：30 カフェ「土瑠茶・ドルチェ」2,000円（本付き）

さいたま市役所駐車場向かい、埼玉ママの会とのトーク

4月11日（水）19：00 武蔵小金井「萌え木ホール」 500円（参加費、本は別売り）

多摩地区の自治体議員や市民運動の皆さんとのトーク

5月19日（土）14：00 札幌市、会場・参加費など未定

<計画中> 千葉県内、上福岡市又は富士見市、大阪市

<編集後記>

「労運研レポート」No45をお届けします。

トランプ米大統領と金朝鮮労働党委員長の会談が決まりました。佐川国税庁長官が辞任しました。政局は大きく動いています。権力を私物化し、官吏を死に追いやった安倍首相を絶対に許してはなりません。安倍政権を退陣に追い込みましょう。

今こそ労働者の共闘が必要です。全国キャラバンを成功させましょう。4月21日、22日の第6回労働運動研究討論集会にお互いが闘いの状況を持ち寄り、共有し、さらなる闘いの糧にしましょう。（伊藤）